



プロセス認証 I 認証書

この認証書は、電気事業法第 52 条第 1 項で定める電気工作物を製作（溶接）するための溶接管理プロセス【スキームのタイプ 6、ICS コード：25.160.01】が、以下に示す認証範囲に対し、所定の認証基準に適合していることを証明するものである。

この認証書で認められた溶接施工工場等の権能は、申請書で述べられた規定の範囲を超えて適用することはできない。

会社並びに溶接施工工場等の名称及び所在地：

株式会社吉村 本社工場

〒755-0084 山口県宇部市大字川上 692 番地 3

認証基準：

JISZ3400 附属書 B ベース基準

【電気工作物の溶接部に関する民間製品認証規格（火力）：TNS-S3101-2017，
8.1 項 溶接施工工場のプロセス認証】

認証範囲：

ボイラー等、熱交換器等及び液化ガス設備に係る管の溶接部〔火力発電所（燃料電池発電所を含む）に係る機器〕【ICS コード：27.010】

熱交換器等に係る容器の溶接部〔燃料電池発電所以外の火力発電所に係るガス及び蒸気タービン並びに蒸気機関に属する機器〕【ICS コード：27.040】

ボイラー等、熱交換器等及び液化ガス設備に係る容器の溶接部〔燃料電池発電所以外の火力発電所に係るガス及び蒸気タービン並びに蒸気機関に属する機器を除く〕【ICS コード：27.060.30】

ボイラー等、熱交換器等及び液化ガス設備に係る容器の溶接部〔燃料電池発電所に係る機器〕【ICS コード：27.070】

認証番号：GPC-111

認証日：2025 年 4 月 2 日

有効期限：2030 年 4 月 1 日

一般財団法人 発電設備技術検査協会

東京都港区芝大門二丁目 10 番 12 号

認証センター長

橋本正徳



プロセス認証 I 認証書 付属書

会社並びに溶接施工工場等の名称：

株式会社吉村 本社工場

溶接管理プロセスの認証に係る詳細は、以下に示すとおりである。

- 適用品質マニュアル又は仕様書の名称及び識別番号：
品質マニュアル（発電用火力設備）A-M021
- 溶接施工工場等の技術上、品質上同じ溶接施工工場及び所在地：
該当なし
- 溶接施工工場等の技術上、品質上同じ現地施工：
適用可
- プロセス下請負溶接施工工場：
該当なし

5. 製作可能機器の詳細：

〔電気事業法施行規則第 79 条及び第 80 条〕に定める火力発電所及び燃料電池発電所に係る次の機械又は器具
則第 79 条

- 一 火力発電所（アンモニア又は水素以外を燃料として使用する火力発電所のうち、液化ガスを熱媒体として用いる小型の汽力を原動力とするものであって別に告示するもの及び内燃力を原動力とするものを除く。）に係る次の機械又は器具
 - イ ボイラー、独立過熱器、独立節炭器、蒸気貯蔵器、蒸気だめ、熱交換器若しくはガス化炉設備に属する容器又は液化ガス設備（原動力設備に係るものに限る。）に属する液化ガス用貯槽、液化ガス用気化器、ガスホルダー若しくは冷凍設備（受液器及び油分離器に限る。）【ICS コード：27.040】【ICS コード：27.060.30】
 - ロ 外径百五十ミリメートル以上の管（液化ガス設備にあっては、液化ガス燃料設備に係るものに限る。）【ICS コード：27.010】
- 二 燃料電池発電所に係る次の機械又は器具
 - イ 容器、熱交換器又は改質器であって、内径が二百ミリメートルを超えかつ長さが千ミリメートルを超えるもの又は内容積が〇・〇四立方メートルを超えるもの【ICS コード：27.070】
 - ロ 外径百五十ミリメートル以上の管【ICS コード：27.010】

認証番号：GPC-111

認証日：2025 年 4 月 2 日

有効期限：2030 年 4 月 1 日

一般財団法人 発電設備技術検査協会

東京都港区芝大門二丁目 10 番 12 号

認証センター長

橋本正徳